

法 令 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 89 条の 2 第 8 項
処 分 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時利用地の指定 ・ 換地処分前の使用収益停止 ・ 仮清算金支払い地の使用停止及び一時利用地指定の利益相当額徴収
法 令 の 定 め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第 89 条の 2 第 8 項 第 6 項の規定による一時利用地の指定については第 53 条の 5 第 2 項から第 6 項までの規定を、第 6 項の規定による使用及び収益の停止については第 53 条の 6 第 1 項後段及び第 3 項の規定を、第 6 項の規定による一時利用地の指定並びに使用及び収益の停止については第 53 条の 7 及び第 53 条の 8 の規定を、前項の規定による使用及び収益の停止については第 53 条の 6 第 1 項後段及び第 3 項並びに第 53 条の 7 の規定を準用する。この場合において、第 53 条の 7 及び第 53 条の 8 中「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と読み替えるものとする。 <p><関連条文></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第 89 条の 2 第 6 項、第 7 項 第 53 条の 5 第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項 第 53 条の 6 第 1 項、第 3 項 第 53 条の 7 第 53 条の 8
処 分 基 準	法令の規定において判断基準が言い尽くされており、処分基準の設定は不要である。
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/)